

一般社団法人 新潟県空調衛生工事業協会定款

平成23年 5月19日 制 定
平成25年 3月21日 設立認可
平成25年 4月 1日 施 行

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人新潟県空調衛生工事業協会（略称「新空衛」という。）と称する。

(事 務 所)

第2条 この法人は、主たる事務所を新潟市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、新潟県における空気調和・給排水衛生・防災・環境等の総合機械設備工事（以下「空調衛生工事等」という。）に関する諸問題の調査、研究を行い、技術の向上及び企業経営の健全化と業界の進歩発展を図ることにより、地域社会の繁栄と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、空調衛生工事等に係る次の事業を行う。

- (1) 技術の向上及び経営の改善に関する調査・研究及び普及
- (2) 情報及び資料の収集並びにその普及・啓発
- (3) 労働災害防止、安全衛生対策等に関する情報及び資料の収集並びに普及
- (4) 社会的使命の重要性のアピールとその広報活動
- (5) 機関紙の発行及び参考図書等の斡旋
- (6) 官公署と関連団体との連携及び官公署に対する請願、建議又はその諮問に対する答申
- (7) 災害等緊急時における応急支援活動
- (8) 前各号に定めるもののほか、この会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正 会 員 新潟県内に本店、支店又は常設的な営業所を有し、建設業法による管工事業の許可を受け、主として空調衛生工事等を営む専門工事業者で、この法人の目的に賛同して入会した法人又は個人
- (2) 賛助会員 管工事に使用する材料、機器類の製造業者又は販売業者若しくは管工事に係る専門

工事業者でこの法人の目的に賛同して入会した法人又は個人

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

3 会員は、この法人に対して代表者（以下「登録代表者」という。）を1名定め、これを会長に届けるものとする。

(入 会)

第6条 正会員又は賛助会員としてこの法人に入会しようとする者は、所定の入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 入会は総会に定める会員等の入退会等に関する規則(以下「入退会規則」という。)に定める基準により、理事の過半数の同意によりその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

(入会金及び会費)

第7条 正会員は、この法人の活動に必要な経費に充てるため、総会において定める会費規程に基づき入会金及び会費（以下「会費等」という。）を支払わなければならない。

2 賛助会員は、会費規程に基づき会費等を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員又は賛助会員は、別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、総会において正会員総数の3分の2以上の同意を得て、その会員を除名することができる。

- (1) この法人の定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 会員を除名しようとするときは、その会員に対し、総会の1週間前までに理由を付して除名する旨を通知し、総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払い義務を正当な理由なく6か月以上履行せず、かつ催告に応じない場合で、理事会が退会を決議したとき。
- (2) 会員が解散した時。
- (3) 総正会員の同意があったとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が第10条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務はこれを免れることはできない。

(拠出金品の不返還)

第12条 会員が既に納入した入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

(名称変更等の届出)

第13条 会員は、この法人に届け出てある会員の名称、代表者、事務所の所在地等を変更したときは、速やかに書面でその旨を会長に届け出なければならない。

第4章 総 会

(構 成)

第14条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。
- 3 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権 限)

第15条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬の額
- (4) 事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの付属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 入会金・会費の賦課及び徴収方法（会費規程）
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (9) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第16条 この法人の総会は、定時総会と臨時総会の2種とする。

- 2 定時総会は、年度終了後2ヶ月以内に開催する。
- 3 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会において開催の決議がなされたとき。
 - (2) 議決権の5分の1以上を有する正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が会長にあったとき。
- 4 前項第2号の請求をした正会員は、次の場合には、裁判所の許可を得て、総会を招集することができる。
 - (1) 請求の後、遅滞なく招集の手続きが行われないとき。
 - (2) 請求があった日から6週間以内の日を総会の日とする総会の招集の通知が発せられないとき。

(招 集)

第17条 総会は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、理事の過半数の同意により決定し、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内の日を総会とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。
- 3 会長は、総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面を持って、開催

日の14日前までに通知を発しなければならない。

(議 長)

第18条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(定 足 数)

第19条 総会は、総正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決 議)

第20条 総会の決議は、総正会員の過半数が出席し、出席した当該正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は正会員として決議に加わることはできない。

3 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 理事及び監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解 散

(5) その他法令で定められた事項

4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第21条 正会員は、あらかじめ通知された事項について、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することが出来る。

2 前項の場合における前2条（第19条及び第20条）の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

3 第1項の代理権の授与は、総会ごとにしなければならない。

(議 事 録)

第22条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長のほか、総会に出席した正会員のなかから総会において選出された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第5章 役 員 等

(役員の種類及び定数)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理 事 10人以上18人以内

(2) 監 事 1人以上3人以内

2 理事のうち1人を会長、1人以上3人以内を副会長、1人を専務理事とする。

3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事をもって法人法上の業務執行理事とする。

(役員を選任等)

第24条 理事及び監事は、正会員の中から総会において選任する。ただし、理事及び監事の内それぞれ1人に限り会員以外から選任することができる。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会において理事の互選により選定する。

3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

4 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

5 理事のうち、同一の親族（3親等以内の親族、その他法令で定める特別な関係にある者をいう。）及び特定の企業の関係者（役員、使用人、大株主等をいう。）又は所管する官公署の出身者の合計数が、それぞれ理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この会を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐する。

4 専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

(2) この法人の業務及び財産の状況の監査をすること、並びに各事業年度に係る決算書類及び事業報告等を監査すること。

(3) 総会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること。

(4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくはこの定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、これを理事に報告しなければならない。

(5) 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告すること。

(6) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。

(7) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時

までとし、再任を妨げない。

- 3 法人法第63条第2項の規定により、補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第23条第1項に定めた役員の員数を欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

(役員解任)

第28条 役員は総会において、正会員総数の3分の2以上の決議に基づいて解任することができる。この場合、その役員に対し、決議する前に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第29条 役員には、報酬を支給しない。ただし、常勤の理事に対しては、総会の議決を経て会長が別に定める額を報酬等として支給することができる。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。
- 3 役員費用弁償等については、理事の過半数の同意を経て会長が別に定める。

(顧問及び相談役)

第30条 この法人に顧問及び相談役を若干名置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、社会的に卓越した識見と信頼度が高く、また、この定款に定める目的及び事業に関して特別の理解を有する事業遂行上、特に必要と認められる場合に、学識経験者等のうちから、理事の過半数の同意によって任期を定めた上で委嘱する。
- 3 顧問及び相談役は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 4 顧問及び相談役は、会長の諮問に応え、会長に対し、意見を述べることができる。

第6章 理 事 会

(構成)

第31条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- 3 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この会の業務執行の決定
 - (2) 理事の業務の執行の監督
 - (3) 会長、副会長、専務理事の選定及び解職
- 2 前項第3号の選定において、再任は妨げないものとする。

(招集)

第33条 理事会は、次に掲げる場合に招集する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 理事現在数の3分の1以上から、会議の目的たる事項を記載した書面により開催の請求があったとき。

2 理事会を招集するときは、会長が会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面により開催の日の5日前までに通知を発しなければならない。

3 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事録については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、出席した会長及び監事が署名又は記名押印する。

第7章 委員会及び支部

(委員会)

第36条 第4条に規定する事業を積極的に推進するため、理事会の決議を経て、委員会を置くことができる。

2 委員会に必要な事項は、理事会の過半数の同意を経て、会長が別に定める。

(支部)

第37条 この法人は、この法人を円滑に運営するため支部を置くことができる。

2 支部に必要な事項は、理事会の過半数の同意を経て、会長が別に定める。

第8章 財産及び会計

(財産の構成)

第38条 この法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 財産目録に記載された財産

(2) 会計年度内における次に掲げる収入

イ 会費

ロ 入会金

ハ 寄附金品

ニ 事業に伴う収入

ホ 財産から生ずる収入

ヘ その他の収入

(財産の管理)

第39条 この法人の財産は、会長が管理し、その方法は、会長が理事会の過半数の同意を経て別に定める。

(経費の支弁)

第40条 この法人の経費は、財産をもって支弁する。

(事業年度)

第41条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第42条 この法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度の開始前までに事業計画書及び収支予算書を会長が作成し、理事の過半数の同意を得て、直近の総会において出席者の3分の2以上の議決を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

(暫定予算)

第43条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の決議を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ暫定予算を編成し、これを執行することができる。

2 前項の規定により編成した暫定予算は、総会において承認を得なければならない。

3 第1項の規定により暫定予算を執行した場合における収入支出は、新たに成立した収支予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第44条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が作成し、2ヶ月以内に事業報告書及び計算書類並びにこれらの付属明細書、財産目録等を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を得た後、総会において出席者の3分の2以上の議決を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け)

第45条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を得て借入れをすることができる。

2 この法人が重要な財産の処分及び譲受けを行おうとするときも、前項と同じ決議を経なければならない。

(会計原則等)

第46条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる一般法人の会計の慣行に従うものとする。

2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事の過半数の同意により別に定める会計処理規程によるものとする。

第9章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第47条 この定款は、総会において正会員総数の3分の2以上の議決によって変更することができる。

(合併等)

第48条 この法人は、正会員総数の3分の2以上の決議によって、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡若しくは譲り受けを行うことができる。

(解散)

第49条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

2 総会の決議に基づいて解散する場合は、正会員総数の3分の2以上の同意を得て解散する。

(剰余金)

第50条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の処分)

第51条 解散後の残余財産は、総会の決議を経て、この法人と類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人に寄附するものとする。

第10章 事務局及び職員

(事務局の設置等)

第52条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、必要な職員を置く。

3 職員の任免は、会長が行う。

(備付け帳簿及び書類)

第53条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(1) 定款

(2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類

(3) 理事及び監事の名簿

(4) 認可等及び登記に関する書類

(5) 定款に定める機関の議事に関する書類

(6) 役員等の報酬規程

(7) 事業計画書及び収支予算書

(8) 事業報告書及び収支計算書等の計算書類

(9) 監査報告書

(10) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるとともに第54条の規定により情報公開するものとする。

第11章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第54条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等につ

いては、ホームページ及び会報に掲載し情報公開するものとする。

(個人情報保護)

第55条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

(公告の方法)

第56条 この法人の公告は、電子公告により行う。

第12章 雑 則

(委 任)

第57条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第41条の規定にかかわらず解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 社団法人新潟県空調衛生工事業協会の諸規則等は、一般社団法人新潟県空調衛生工事業協会の諸規則等として引き継ぐものとし、法人格の表記は読み替えるものとする。
- 4 この会の最初の代表理事は金内義久とし、業務執行理事は石黒一とする。